

叙勲 受章おめでとうございます



高齢者叙勲 瑞宝単光章
元・安代町議会議員
はざわ こういち
羽澤 幸一 さん
=五日市2区= 88歳

羽澤さんは、昭和55年に安代町議会議員に初当選。その後、3期12年間議員を務められ、63年から平成4年までは、副議長として、まちの発展に尽力されました。任期中は、安代町庁舎建設、スキー場開発、東北自動車道の開通、冬季国体の開催など、町の大きな発展に貢献。羽澤さんは、「安代町が大きく変化する中、少しでも力になって良かったです」と、当時は思い返しました。

地域福祉への功績認められ
田村征男さんが表彰される



田村 征男 さん

田村征男さん(71)は、共新IIが、平成25年度厚生労働大臣表彰を受賞しました。この表彰は、長年にわたり社会福祉に尽

力し、その功績が特に顕著である方に対して、厚生労働大臣が行うものです。

田村さんは、昭和61年に民生・児童委員に委嘱され、ことしで28年目を迎えます。現在は、市民生児童委員協会の会長を務められており、日々のあいさつや声掛けなどを通じ、地域福祉の増進や地域を見守る体制づくりなどに寄与されています。

農林水産業の振興などに尽力
市内1団体、1人に県から表彰状



田村正彦市長(左)に受賞を報告する帷子資源保全協議会の伊藤諭一会長



伊藤 忠義 さん

平成25年12月18日に、盛岡市で開催された「2013年度農林水産躍進大会」で、工藤忠義さん(71)は、両沼IIが「県農林水産業表彰」を、帷子資源保全協議会が「県農地・水・環境保全向上対策活動モデル賞」を、それぞれ受賞しました。この大会は、農林水産業の振興などに尽力した個人や団体を表彰するもので、今回は県内の12人、21団体が栄えある賞に輝きました。12月19日には、同協議会の伊藤諭一会長が、田村正彦市長に受賞を報告するため、市役所を訪問。今後も地域の農業発展・環境保全に努力していくことを誓いました。

受賞ファイル(敬称略)

- ◎第8回市老人クラブ大会(12月19日、西根地区市民センター)
- ◆老人クラブ育成指導功労者(所属) 工藤憲三、工藤光義、斉藤トモ、安室トモ(大更地区老連)、菅原一兄、古川清三(松尾地区老連)、安保好四郎、馬場芳市(安代地区労連)
- ◆優良団体(所属、事由) 上町老人クラブ、下町老人クラブ、五百森老人クラブ(大更地区労連、児童見守り活動)、山道老人クラブ(松尾地区老連)

社会福祉活動等)

- ◆会員増強表彰(増員数) ▼大更地区労連 駅前二区老人クラブ(3人)、下町老人クラブ(6人)、洪川開拓老人クラブ(5人) ▼寺田地区老連 染田老人クラブ(11人) ▼松尾地区老連 落合老人クラブ(6人)、谷地中老人クラブ(7人)、下野駄老人クラブ(5人)、向村老人クラブ(6人)、北寄木老人クラブ(6人) ▼安代地区労連 つるかめ会(13人)、名寿会(6人)

人権擁護委員に高橋さよさん再任
井上昭二さんが新たに委嘱される



高橋 さよ さん

1月1日付けで、高橋さよさんII中村IIと井上昭二さんII東IIが、法務大臣から人権擁護委員に委嘱されました。

高橋さよさんは再任で、任期は1月1日から平成28年12月31日までの3年間です。また、井上昭二さんは、12月31日付で退任された高橋末治さんII大久保II(2期6年)の後任として委嘱



井上 昭二 さん

されたもので、任期は、高橋さよさんと同じ期日で3年間です。人権擁護委員は、皆さんの悩み事や心配事などの相談に応じます。相談は無料で、秘密は守られます。お気軽にご相談ください。

相談日など詳しくは、市役所市民課戸籍住民係(☎・内線1131)まで。

台風18号被害に対する支援など

被災者生活再建支援給付金の支給

市は、平成25年9月の台風18号によって住家に被害半壊、床上浸水を受けた世帯に対し、「被災者生活再建支援給付金」を支給します。

この給付金の支給を受けるためには申請が必要です。必要書類などを揃え、期限内に申請するようお願いいたします。

■支給額 ◆被害区分が半壊▼複数人の世帯II 20万円、単身世帯II 15万円 ◆被害区分が床上浸水▼複数人の世帯II 5万円、単身世帯II 3万7500円

■申請書類など ▼申請者全員が必要なもの ①被災者生活再建支援給付金支給申請書②被災証明書の写し

▼被災家屋の住所と住民登録住所が異なる人 ①と②のほかに、③被災住家での日常生活を証明できる書類【例II 9月の電気料金やガス利用の領収書・明細書など】

■申請期限 3月31日(月)

■受付場所 地域福祉課福祉総務係、松尾総合支所地域振興課市民福祉係、安代総合支所地域振興課市民福祉係

日本赤十字社岩手県支部と県共同募金会からの義援金

日本赤十字社岩手県支部と県共同募

金会では、台風18号によって被災された方の支援を目的とした義援金を募集しました。その義援金は、県義援金配分委員会で支給額が決定され、次のとおりとなります。

■支給額 ▼被害区分が半壊II 9万7200円 ▼被害区分が床上浸水II 1万9400円

支給については、前述の「被災者生活再建支援給付金」の申請をもって替えますので、あらためて義援金の申請をする必要はありません。

支援給付金、義援金の支給について詳しくは、地域福祉課福祉総務係(☎・内線1166)まで。

支援金 ありがとうございます

◆市役所窓口扱い ▼16万8039円 第2回歌謡と踊りの祭典実行委員長・清水田ノブ【関連記事20ページ】

住民基本台帳システムの一時停止について

市の住民基本台帳ネットワークシステム機器更改作業のため、1月16、17の両日は、住民基本台帳カード(住基カード)に関わるサービスを次のとおり停止します。

皆さまにご不便をお掛けしますが、ご理解をお願いします。

- 停止期日 1月16日(木)、17日(金)
 - 時間 終日
 - 利用できないサービス
 - ▶他市町村の住民票交付(住民票の広域交付)
 - ▶住基カード、電子証明書の発行
 - ▶住基カードを使った転入・転出の手続きなど
- ※通常の住民票交付や転入・転出の手続きは可能です。
- 詳しくは、市民課戸籍住民係(☎・内線1131)まで。



歌謡と踊りの祭典実行委員会が台風18号被害に対する支援金を贈呈(12月9日)